

島根半島・宍道湖中海ジオパーク ブランド認定基準要領

(目的)

第1条 この要領は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）内で製造・販売する良質な商品に対し、島根半島・宍道湖中海ジオパーク（国引き）推進協議会（以下「協議会」という。）が一定の基準を設け、商品に対するブランド力を高めることで、地域振興の発展に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 この要領において、商品の原材料、技術、環境への配慮、独創性など一定基準に適合する商品を「国引きジオブランド」として認定する。

(認定の審査)

第3条 認定の審査については、次に定めるものとする。

- (1) 協議会の中に選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会は申請内容が認定基準に適合しているか審査する。

(認定申請)

第4条 認定申請については、次に定めるものとする。

- (1) 認定を受けようとする者は、「国引きジオブランド認定申請書」（様式1）を協議会会長に申請する。
- (2) 申請書は、商品ごとに提出する。

(認定基準)

第5条 認定基準については、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ジオパーク内で生産された原材料又はこれに準拠した素材を使用していること。
- (2) ジオパークエリアの伝統技術、独自技術を活用していること。
- (3) 地域の文化や歴史などの資源を活かしていること。
- (4) ジオパークエリアの環境保護・保全活動に資するものであること

(認定の決定)

第6条 認定の決定については、次に定めるものとする。

- (1) 申請内容が認定基準に適合すると認めるときは、協議会会長が当該申請者に対して「国引きジオブランド認定決定通知書」（様式2）及び「認定書」を交付する。
- (2) 申請内容が認定基準に適合していないと決定した場合は、理由を付してその旨を当該申請者に通知する。なお、理由に付した事項を改善後、再申請することは妨げない。

(認定マーク)

第7条 認定マークについては、次に定めるものとする。

- (1) 認定マークは協議会が用意し、必要数を認定事業者に渡す。
- (2) 認定事業者は、当該商品に認定マークを表示する。
- (3) 認定マークの表示に要する経費は、認定事業者が負担する。

(認定違反に対する措置)

第8条 選定委員会は、次の各号に該当すると認められた場合は、認定を抹消することができる。

- (1) 認定事業者によるマークの不正使用があったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他、この要領に違反する行為があったとき。

(認定の有効期間及び継続申請)

第9条 認定の有効期間及び継続申請については、次に定めるものとする。

- (1) 認定の有効期間は、申請者に認定通知をした日から4年間とする。
- (2) 有効期間終了後も引き続き更新しようとする場合は、有効期間の終了する30日前までに「国引きジオブランド認定継続申請書」(様式3)を協議会会長に申請するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則 この要領は、2018年8月3日より施行する。